

政令第 号

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号を次のように改める。

一 特定自動車（窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車として国土交通大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。）の購入又は特定自動車以外の自動車を特定自動車とするための改良であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他国土交通大臣が定める者による旅客又は貨物の運送の用に供するために行うものに対して助成を行う事業

第一条第二項中第九号を第十三号とし、第八号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃又は料金の收受システム（集積回路を内蔵するカードを利用するものに限る。）の高度化に関する調査（当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所及びその周辺の道路交通の円滑化に必要なものに限る。）を行う事業

第一条第二項第七号中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業（」の下に「第十二号において単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）で」を加え、「に限る。）」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 路面その他の道路の状況に関する情報を収集し、及び提供するシステム（携帯し、又は自動車に装着して使用する画像表示用装置を利用するものに限る。）の高度化に関する調査を行う事業

第一条第二項第六号中「調査」の下に「並びにこれらのシステムの整備に対して助成」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業の用に供する車両の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムの整備に関する調査並びに当該システムの整備に対して助成を行う事業

第一条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「電柱」の下に「（以下この号において「電線等」という。）」を、「推進」の下に「その他道路及びその沿道における良好な景観の形成の推進」を加え、「調査及び」を「調査並びに電線等の撤去の推進に必要な」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公共交通機関の利用その他自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に資する国民の活動を促進する方策に関する調査を行う事業

第一条第二項に次の二号を加える。

十四 地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路（緊急輸送を確保するために必要なものに限る。）の通行を妨げるおそれがある建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）若しくは耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。）を行い、又は当該耐震診断若しくは耐震改修を促進する事業に対して助成を行う事業

十五 道路の新設若しくは改築若しくは道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事

業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）及び市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。次条第二項第一号において同じ。）その他道路交通の円滑化並びに都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上のために必要な公共公益施設の整備に関する事業又はこれらの事業を促進する事業に対して助成（法第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用に係るものを除く。）を行う事業

第二条第二項中「（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による」を削る。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

理 由

道路整備費として国が経費を支弁する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に密接に関連する事業として、一般乗合旅客自動車運送事業者による旅客の運送の用に供するために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出の抑制に資する自動車の購入に対して助成を行う事業等を追加する必要があるからである。